

○香芝市市外火葬場使用補助金交付要綱

平成13年4月1日

要綱・通知

環境対策課

改正 令和5年9月1日要綱・通知

(趣旨)

第1条 改修工事等により市営火葬場の使用ができず、本市住民であった遺体（父又は母が本市住民である死産児の遺体を含む。）を市営火葬場以外の火葬場で火葬した者の火葬料の負担軽減を図るため、市は、当該者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、香芝市補助金等交付規則(平成11年規則第6号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象)

第2条 この要綱による補助対象者は、改修工事、遺体の数が火葬炉の使用可能数を超える等の理由により市営火葬場の使用ができず、市営火葬場以外の火葬場を使用した者で、遺体が死亡時において、本市住民である場合とする。

(補助額)

第3条 補助金の額は、遺体を火葬した市営火葬場以外の火葬場の使用料のうち火葬に要した費用の額(使用料の減免を受けた場合は、当該減免後の額とする。)から香芝市市営火葬場条例(昭和44年条例第9号)別表本市住民の項に規定する使用料の額(仮に市営火葬場を使用した場合に、香芝市市営火葬場条例第7条の規定により減免を受けることとなるときは、当該減免後の額)を控除した額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火葬を実施した日から60日以内に香芝市市外火葬場使用補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 火葬に要した費用の内訳が分かるもの
- (3) 火葬許可証の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について決定し、その旨を香芝市市外火葬場使用補助金交付決定通知書（第2号様式）又は香芝市市外火葬場使用補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に対して通知するものとする。

(交付すべき額の確定)

第6条 交付すべき補助金の額は、前条に規定する補助金の交付決定をもって確定したものとみなす。

(補助金の請求及び交付)

第7条 市長は、第5条の規定による交付決定の通知後、香芝市市外火葬場使用補助金請求書（第4号様式）による申請者の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の香芝市市外火葬場使用補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る補助金について適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

第1号様式（第4条関係）

香芝市市外火葬場使用補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

香芝市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

香芝市市外火葬場使用補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

補助金交付申請額	金 円
火葬に要した額	金 円
火葬場使用日	年 月 日
使用した火葬場の名称	
死亡者の氏名 (死産児の場合は、父又は母の氏名)	
死亡者の住所 (死産児の場合は、父又は母の住所)	

添付書類 領収書の写し・火葬に要した費用の内訳が分かるもの・火葬許可証の写し

第2号様式（第5条関係）

香芝市指令 第 号

様

香芝市市外火葬場使用補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった香芝市市外火葬場使用補助金
については、次のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

年 月 日

香芝市長



交付金額 金 円

第3号様式（第5条関係）

香芝市指令 第 号

様

香芝市市外火葬場使用補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった香芝市市外火葬場使用補助金
については、次のとおり不交付とすることに決定しましたので、通知します。

年 月 日

香芝市長



不交付の理由

第4号様式（第7条関係）

香芝市市外火葬場使用補助金請求書

年 月 日

香芝市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け香芝市指令 第 号により交付
決定を受けた香芝市市外火葬場使用補助金について、次のとおり請求し
ます。

金 円

なお、補助金は、次の金融機関に振り込んでください。

金融機関名	
支 店 名	本店 ・ 支店 ・ 出張所
口座種別	1 普通 ・ 2 当座
口座番号	
口座名義人	(フリガナ)

添付書類 振込口座が確認できる書類の写し